

1 在留資格認定証明書 を ①受け取った人、②申請をしている人

①在留資格認定証明書を 受け取った人について

普通は 3か月間有効ですが、特別なルールとして 次のようにします。

○ 2020年1月1日から 2022年4月30日までに 作られた 在留資格認定証明書は、2022年10月31日まで 使えます。

○ 2022年5月1日から 2022年7月31日までに 作られた 在留資格認定証明書は、作った日から 6ヶ月間 使えます。

※申請の内容が前と同じで、2023年1月31日までに在留資格認定証明書を申請する場合は、最初の申請した時より少ない書類で、新しい在留資格認定証明書を早く作ってもらう ことができます。くわしくは[こちら](#)を見てください。

②在留資格認定証明書を 申請している人について

今申請をしていて、活動を始める時期を変える ことになった場合、原則、**受入機関が作った 理由書だけでも** 審査ができます。

2 在留資格に関する申請をしている時に、再入国許可で日本から出た人

【注意】2022年10月11日の後にした申請は、対象になりません。

再入国許可か、みなし再入国許可で、日本から出ている人が、日本を出る前に 在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請か、永住許可申請をしていて、コロナウイルスが理由で日本に入る ことができない時は、**日本にいる家族か、受入機関で 働いている人などが、新しい在留カードを代理で受け取る**ことが認められます。

そして、日本から出ている人が再入国許可で日本に入る申請ができる ようになります。

3 再入国許可で 日本から出ている間に 再入国許可の期限が 切れてしまった人など

【注意】この取扱いは、2023年4月30日までです。

① 在留資格認定証明書を もらえる対象に入らない人(「永住者」など)

今いる国の **在外公館**で ビザの申請をしてください。

※「永住者」の人は、[こちら](#)から くわしい情報が見てください。(リンク先は 日本語のみ)

※「定住者(告示外)」と「特定活動(告示外)」の人は、[こちら](#)から くわしい情報を見てください。

② 在留資格認定証明書が もらえる対象に 入る人(「留学生」、「技能実習生」、「技術・人文知識・国際業務」など)

中長期在留者として日本に いた人が、再入国許可で日本から出ている間にコロナウイルスが理由で、日本に入る ことができないまま、在留期限が切れたため、

もう一度 在留資格認定証明書の交付申請をする人は、①**申請書**と ②**受入機関が作った理由書だけでも** 審査をします。※くわしくは [こちら](#)を 見てください。

③ 「高度専門職2号」で日本にいた人

②のルールと同じく、「高度専門職1号」として行っていた活動に合わせた在留資格証明書の交付申請をしてください。(「高度専門職1号」の査証を受け取りますが、

日本に入る時、日本の空港で「高度専門職2号」の在留資格の手続を することができます。)